

平成21年度第1回後期高齢者医療懇談会議事概要

日 時 平成22年1月21日(水) 午後1時30分～午後3時25分

会 場 群馬県公社総合ビル5階 特別会議室

出席者 [委員]

中島委員(座長)、高橋委員、平形委員、柳委員、石川委員、島田委員、
鈴木委員、町田委員、萩原委員 [欠席 鶴谷委員]

[事務局]

事務局長、次長、管理課長、給付課長、会計課長、総務担当主幹、資格担当
主幹、賦課担当主幹、給付担当主幹

- 1 開会
- 2 事務局長挨拶
- 3 委員紹介(資料1)・職員紹介
- 4 座長選出

中島委員を座長に選出した。

5 議事

- (1) 会議運営の取り扱いについて(資料2・資料3)
- (2) 後期高齢者医療制度について(資料4)
- (3) 意見交換内容

《 後期高齢者医療制度の現況と今後について 》

委 員： 被保険者から、いつの間にか窓口負担が1割から3割になったという話を
聞く。現役並み所得者になる所得水準が老人保健制度のときと変わっている
のではないかと思うがどうか。

事務局： 後期高齢者医療制度における現役並み所得となる課税所得の判定基準は、
老人保健制度のときよりも下がっている。

委 員： なぜこのようなことを聞くかという、持続可能な制度の構築をしていた
だきたいということである。拙速に制度設計を進めると、ますます混乱して
しまう。また、医療サービスは本来平等であるべきと考えるが、実際には医
療費が高い県は保険料が高くなっており、負担の部分で格差が生じているこ
とについて、どのように考えているのか。

事務局： 全国広域連合協議会等の場を通じて、ご意見等は伝えていきたい。

委 員： 保険料未納で資格証明書が発行された場合、患者は一度医療費の全額を支
払うことになるが、保険料未納の患者は医療費も払えないことが多い。結果
として疾病を重篤化する危険性がかなりあると思うが、どのように考えるか。

事務局： 保険料を支払う資力がありながら払わないといった悪質な場合を除き、原則として資格証明書は交付しない。

委員： 自己負担割合が1割から3割になった方などに対する周知がまだまだ不十分。通知文を添えるなどの配慮をお願いしたい。

事務局： できる限りの対応をしたい。例えば国保で1割負担であったものが、後期高齢者医療制度に移行することで3割負担になったという場合には、昨年1月の診療分から救済されている。国においても、現在の制度を改善しつつ新しい制度を考える姿勢にある。

委員： 年金額が下がる傾向にあるなかで、医療費の収入に占める割合が高齢者は高くなっていく。自己負担割合が1割からいきなり3割になるのではなく、2割負担を設けるなど、段階的に負担を求める措置が必要ではないか。

事務局： 負担が増える場合には激変緩和措置が必要であるが、1割負担の方が全体の約94%を占めており、その意味では3段階の設定はなかなか難しい。原則が1割、もうひとつの設定が現役世代と同じ3割とご理解願いたい。

委員： 保険料が払えるのに払わないといった悪質な滞納者について、どのように対処していくのか。

事務局： 資格証明書の発行の問題はそれとして、市町村と協力しながら、滞納を解消する努力は続けていく。

委員： 後期高齢者医療制度は検討を重ねた結果作られたものであり、確かに制度施行当初は名称が良くない、制度が分かりにくいなどの批判はあったが、良い部分は継続していくべきである。政権が変わったから廃止ということではなく、どこに根本的な問題があるのかを見据えた上で今後の制度につなげていただきたい。

《 平成22年度・23年度新保険料率の試算について 》

座長： 一人あたりの平均保険料額を下げる場合の保険料率をA案、現行と同じ率とした場合をB案とする考え方の方向付けができる。しかしながら、この懇談会で最終決定するわけではない。来月の広域連合議会において、懇談会ではこのような意見が出たと言うわけである。終局的には、剰余金をどれだけ使っていくかという議論になる。

委員： 保険料の負担が軽いほうがよいのは当たり前だが、剰余金はある程度残しておいたほうが良い。現行の保険料率の維持を検討してもらいたい。剰余金をあるだけ使ってしまうのでは何かのときに困る。足りなくなれば保険料をあげなくてはならなくなる。

- 委員： 私もそう思う。ただ、制度が廃止されてみて、剰余金はどうなるか。使ってしまったほうが良いかもしれないし、残しておいたほうがよいかもしれない。
- 座長： そのあたりが判断の難しいところである。
- 委員： 現時点では、現行の保険料率を維持する案が妥当なところではないか。しかし、保険料率を上げるタイミングを逃すとたいへんなことになる。今後の医療費の伸びや剰余金の状況等先をみた判断が重要である。
- 委員： 財政の健全化の面でいえば、出る方の抑制が必要である。保険適用する医療内容の範囲などの見直しも国に要望していただきたい。
- 委員： 若年層の保険料は上げなくてはならない状況の中で、後期高齢者医療制度は若年層からの支援金で成り立っている。保険料率の改定は高齢者の負担のあり方を考える良い機会である。医療費は伸びる一方、被保険者は増えるという状況で、高齢者の負担だけは変わらないというのでは不合理との意見が出ることも危惧されるので、その辺も検討していただきたい。
- 委員： 現行の保険料率を据え置くのが妥当なのではないか。前年と率が同じであれば所得が上がったので保険料もあがったと説明でき、より分かりやすい。剰余金を5億円留保できるのであれば、現行の率が良い。
- 委員： 支援する側の保険者も厳しい、診療報酬の改定もあるという状況のなかで、払う側が払いやすく、給付がしやすい、妥当な線を探るほかない。
- 座長： 懇談会の意見としては、3年後の見直しに備え剰余金を多少なりとも留保するという観点から、現行の保険料率を維持する案に賛同が多かった、とまとめたい。